

令和8年4月21日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

1 開催日時 令和8年4月21日（火曜日）午前9時57分～午前10時44分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

- (1) 青森市緑の基本計画の改定について
- (2) 青森市耐震改修促進計画の改定について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 令和7年度の除排雪等の状況について
- (7) 事故の報告について
- (8) 事故の報告について
- (9) 事故の報告について
- (10) 事故の報告について
- (11) 浪岡緑道トイレの施設被害について
- (12) 令和8年度水道事業等の主な取組について
- (13) 青森市雨水出水浸水想定区域の指定について
- (14) 令和8年度企業局交通部事業概要について

○出席委員

委員長	渡部伸広	委員	木戸喜美男
副委員長	里村誠悦	委員	工藤健
委員	赤平勇人	委員	長谷川章悦
委員	中村美津緒	委員	花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長	館 山	新	都市整備部参事	熊 谷	直 之
都市整備部長	木 村	颯 希	浪岡振興部次長	鳥谷部	稚 子
都市整備部理事	土 岐	政 温	水 道 部 次 長	森 田	新
水 道 部 長	館 山	公	水 道 部 次 長	川 上	連太郎
交 通 部 長	高 野	雅 子	交 通 部 次 長	佐々木	英 次
都市整備部次長	櫻 田	文 明	都市政策課長	葛 原	積 範
都市整備部次長	福 士	秀 徳	関 係 課 長 等		
都市整備部参事	小 田	一 彦			

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石 田	彩 美	議事調査課主査	増 田	勝 利
---------	-----	-----	---------	-----	-----

○**渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、今年度最初の常任委員協議会ですので、理事者側から部長級以上の職員紹介をお願いいたします。

初めに、都市整備部、お願いいたします。

○**木村颯希都市整備部長** 都市整備部長の木村颯希でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私から都市整備部の部長級以上の職員を紹介させていただきます。

理事の土岐政温でございます。

○**土岐政温都市整備部理事** 土岐政温でございます。よろしくお願いいたします。

○**木村颯希都市整備部長** 以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○**渡部伸広委員長** 次に、企業局、お願いいたします。

○**館山新公営企業管理者** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道事業及び自動車運送事業を所管いたします、公営企業管理者企業局長の館山新と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から部長級の職員を御紹介いたしたいと思えます。

水道部長の館山公でございます。

○**館山公水道部長** 水道部長、館山でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○**館山新公営企業管理者** 交通部長の高野雅子でございます。

○**高野雅子交通部長** 交通部長の高野雅子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**館山新公営企業管理者** 企業局、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡部伸広委員長** 以上で、理事者の紹介を終わります。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、鳥谷部浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「青森市緑の基本計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○**木村颯希都市整備部長** 青森市緑の基本計画の改定について、御説明いたします。

本計画の改定に当たりましては、本都市建設常任委員会の委員の皆様をはじめ、青森市緑の基本計画の改定に向けた懇談会に計画案を御説明し、御意見・御提案をいただきながら改定作業を進めてまいりましたが、このたび計画を改定しましたので、御報告するものであります。

資料1「『青森市緑の基本計画（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

本計画の素案につきましては、昨年11月開催の都市建設常任委員協議会において御報告いたしました後、わたしの意見提案制度を活用し、令和7年11月25日から12月24日まで意見の募集を行いました。その結果、3に記載のとおり1名の方

から1件の御意見をいただきました。

2ページを御覧ください。

5に記載のとおり、「意見の募集結果と策定した計画の公表」につきましては、意見募集時と同様、市のホームページに掲載いたしますほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和8年4月22日から5月21日までとしております。

なお、いただいた御意見の概要とこれに対する市の考え方については、3ページ目に記載しております。

また、配付しております資料2が計画の概要、資料3が計画の本文となっております。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市耐震改修促進計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 青森市耐震改修促進計画の一部改定について、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法に基づき青森市耐震改修促進計画を策定し、住宅及び特定建築物の耐震化率の向上を図り、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指して、耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んでいるところです。

本市の計画が令和7年度に計画終期を迎え、国の基本方針や県の計画を踏まえ、当該計画の一部改定を行うものです。

計画の改定の主な内容として、改定に当たって、まず、直近の法改正に伴う本計画の基本理念、基本方向、施策の変更がなく、市総合計画前期基本計画においても整合が確保され変更がないことから、主な改定内容はあくまで時点修正として改定したのとなっております。

具体的な改定内容としましては、第1章1-3「計画期間」について、国の基本方針が令和7年7月に改正されたことから、当該内容を踏まえ、令和17年度まで延長いたしました。

第2章2-5及び第3章については、今回の改定時点における現状値・目標値の時点修正を行いました。

第4章4-1「基本方向に対応する主な施策」については、県が令和7年度に木造戸建て住宅の支援事業の対象を昭和56年5月31日以前に建築されたものから、平成12年5月31日以前に建築されたものへ変更したことを受けて、本市においても対象を変更することといたしました。

第4章4-2「建築物等の安全対策の推進」については、国の基本方針を受け、(6)「ブロック塀等の安全対策」において、ブロック塀等耐震改修支援事業の対象となる避難路を詳細な文言で明示することとしました。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 昨今、法面といいますか、擁壁なども耐震とかで、崩れたりだとかそういったことというのも全国的にあるかと思うんですけども、そういったものは、こういう計画の中に入って来るんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 都市整備部参事。

○熊谷直之都市整備部参事 担当課、建築指導課でお答えいたします。

本計画には入っておりませんが、ほかの盛土規制法など、その他の法令で規制してまいります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 国・県を踏まえた計画ということですけども、今年の冬に思ったんですけども、あの豪雪時に——雪が積もっている中での耐震という意味では、何か指標はあるんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 都市整備部参事。

○熊谷直之都市整備部参事 担当課、建築指導課でお答えいたします。

建築基準法の構造計算におきまして、多雪都市の中の積雪荷重を加味した基準になっておりますので、その確認申請の中で安全かどうか審査しております。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する2件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和8年第2回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分2件について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

なお、今回の案件につきましては、本年3月の本常任委員会において、事故の報告をしたものであります。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和8年1月30日金曜日、午後4時頃、市道青柳松原線の勝田二

丁目 369 番 1 付近において、平和公園の樹木に堆積していた雪が落下し、走行していた車両のフロントガラス及びガラスセンサーを損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用及びレッカー作業料として 48 万 1095 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 3 月 25 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 2 月 2 日月曜日、午後 6 時 30 分頃、市道桜川 3 号線の桜川二丁目 1 番 4 付近において、長さ約 2 メートル、直径約 10 センチメートルの街路樹の枝が落下し、走行していた車両のボンネット及び助手席側ドア及びドアミラーピラーを損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 60 万 5627 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 3 月 25 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれの案件も市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和 8 年第 2 回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 2 月 16 日、午後 4 時 15 分頃、青森市役所本庁舎駐車場内において、建築指導課職員が公用車を駐車する際、前方に駐車していた無人の民間車両に接触し損傷させたものです。

賠償につきましては双方協議の結果、相手方は駐車中であり回避義務がなく、今回の事故については、市の過失割合を 10 割として示談が確定したことから、市は相手方に対し、車両修理費として 23 万 4509 円を負担することで合意し、合意内容について令和 8 年 3 月 26 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している全国市有物件災害共済対応となります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度の除排雪等の状況について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年度の除排雪等の状況について、御報告いたします。

ここで、資料1及び資料2であります。4月10日開催の令和8年第1回青森市議会全員協議会にて御説明させていただいた内容と同様でありますので、割愛させていただきます。

続きまして、資料3を御覧ください。

「令和7年度除排雪事業の概要」といたしまして、初めに、「1 除排雪対策事業費」につきましては、令和7年度は、令和7年度3月補正後の予算額として、86億5258万2000円となっております。

次に、「2 雪に関する要望・相談受付件数」についてであります。雪に関する市民相談窓口におきまして市民の皆様から寄せられた御要望・御相談の件数について、青森地区、浪岡地区ごとに記載しております。令和7年度は、合計で2万4314件となっております。

次に、「3 年度別除雪出動状況」についてであります。各工区・路線別の平均除雪出動状況を記載しており、令和7年度における青森地区、浪岡地区におきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、「4 市民雪寄せ場」についてであります。こちらは、市民雪寄せ場の設置件数、町会数、合計面積、平均面積及び件数増減を記載しており、令和7年度における設置件数は351件となっております。

御報告につきましては以上であります。さきの令和8年第1回青森市議会全員協議会におきまして、市民との認識の差など、様々な御意見をいただきました除排雪業務評価制度について、改めて御説明させていただきます。

市民との認識の差の要因につきましては、市の評価が、除排雪作業の遅延が生じた1月下旬からの短期集中による記録的な降雪への対応を含みますが、昨年度の11月から3月までの全体として、工区において出動いたしました6ないし7回分の除排雪作業の全体を評価した結果でありましたため、豪雪時に市民の方が経験された不便や不満を踏まえ、市民の方々の認識と差が生じたものと考えております。

当該評価制度につきましては、より客観性のある仕組みにする必要があるものと認識しておりまして、市民の皆様にも御理解をいただけますよう、評価項目のうち、例えば、迅速性をより重視するなど、見直しを行ってまいります。

今後は、令和7年度の除排雪事業の具体的な見直し作業を進める中で、見直し内容等が整理でき次第、当常任委員協議会の中で御報告をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどの除排雪対策事業費について、関連してお尋ねさせていただきます。

ちょっと名前を出させていただきますが、木村議員の発信なんですけれども、業務成績評定が不可となった 11 工区に対して、降雪量の増加分に伴う増額分は市側は支払わないって言っているが、しかし、その不可となった業者さんが結果的には 1.4 倍から 3.4 倍支払われていることになる。

これはつまり、可・良の業者、当初契約 1.6 倍から 1.8 倍、これをかなり上回っているこの結果に対して、非常に市側に対して、少し攻撃的になっておりまして、それに対して市民感情が、すごくもう、あおられてるんですね。逆立ってるんですよ。非常に変な方向に行ってるんですよ。

不可となった、その評価された工区があったこと、これは、重く受け止めなければいけないと思うんですけれども、一方で、今回のこの変更後の委託料について、契約上発生する部分、県負担と市の負担分、これ、分かれていることをしっかりと市側も説明しないと、市民の皆様にごい誤解を与えていると思うんですよ。

それで、その契約負担区分、これ、ちゃんと整理されているものだと思いますので、もう一度——まず、1 問目は分かりやすく説明してほしいと思います。

それで、あまりにもその工区が幅広いので、八甲田造園工業さんの分と A・Z コーポレーションさんの分、それこそ、A・Z コーポレーションさんが 1.4 倍、八甲田造園工業さんが 3.4 倍。これについて、ちょっと特化して丁寧に説明していただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今の中村委員の御質疑でありますけれども、まず、工区のシーズン契約におきまして評定が不可となった場合は、これは契約書に基づきまして 400 センチメートルの基準値で契約している金額からの増額は、これはありません。

一方、委員からも御案内のとおり、県の補助金交付要綱、これも当てはめたところがありまして、2 月 6 日から 21 日の間なんですけれども、ここにつきましては、県の補助金交付要綱に基づいて、その期間の作業については時間単価払いでお支払いするというルールでありました。なので、この期間につきましては、各事業者と協議を行い、時間単価による作業を取り入れるということが行われております。これにつきましては、委員がお尋ねの八甲田造園工業並びに A・Z コーポレーションも同様でありました。

それで、市のシーズン契約に基づく委託料、これは当初契約から増額はありせんけれども、2 月 6 日から 21 日に作業した分につきましては、県の補助金交付要綱に基づいて時間単価でお支払いをしているということでもあります。

県の補助金でお支払いしている 2 月 6 日から 21 日なんですけれども、この間の委託料につきましては、純粋に県からいただいている補助金でありまして、財源として

市の予算は入っていないということでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ストレートに言うと、市が不可業者に対して過大に——市がですよ——支払っているということではないということが、まず分かったということと、その1.4倍から3.4倍に払わさっているというのは、あくまでもその割増し分は、県の——僕だったら言いますよ、僕だったら言いますよ——県が、いや、支払うんだから県のやり方に——支払ってっていう、その割増しが1.4倍から3.4倍になってるということであって、要するに県は口もお金も出してるけれども、逆にそのやり方が混乱を招いたんじゃないかと僕は思ってるんですよ。僕だから言えるけど、市は言えないと思うんですけども。

じゃあ、次の質疑です。

私は前から再三言っていました。国も県も、県道も——県道がっていう言い方しましょう。県道こそが、道路ががちゃがちゃだったからこそ、ダンプトラックが走れないだとか、工区に入れないだとか、補助幹線に入れなくていうふうな業者からの悲痛の声を聞いてたんですよ。だからこそ県も、そういった検証結果を出してってお願いしたんですけども、県からはその検証結果とか来てますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 県のほうで、県管理道路についてということではありますが、実際私どものほうには、まだ県のほうから、そういうようなお話は来ておりません。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは最後に、やはり県もちゃんと検証結果を出していただいてこそ初めて検証が全部できると思うので、改めて、一議員ですけども、県にその情報は求めたいと思います。お願いします。

以上です。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事、今の話は、県のほうには投げかけてはいるということですか。

○土岐政温都市整備部理事 いわゆる検証という部分につきましては、市は県と——そういうお話はしておりません。

○渡部伸広委員長 投げかけていないということですか。

[土岐政温都市整備部理事「はい」と呼ぶ]

○渡部伸広委員長 今の話だと、県に投げかけてほしいという話でもあると思うので、そこはお願いできますか。

○土岐政温都市整備部理事 それにつきましては、これからもまた県と担当課といういろいろ協議するところが出てまいりますので、そういう機会を捉えることになるのかというふうには考えております。

以上でございます。

〔中村美津緒委員「ありがとうございます、委員長」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、今、中村委員から冒頭にもあったことに関わってなんですけれども、今回、市民からも契約金の支払いに不公平感があると。不可というものが公表されたこともあって、そういうところが結果としては当初の契約金額よりもやっぱり増えてしまったと。それはどうしてなのかという要因については、今説明があったとおりでと思うんですけれども、今回の何て言うんでしょう、こういう途中で県の支払い方が変わった、出来高に変わった。出来高という制度や市民からの不公平感があるという声も含めて、これに対しての市の受け止めは何かありますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 県のほうで今回の補助金交付に至った背景といたしますのは、知事も会見でおっしゃるように市の生活道路の作業を加速する必要があると。非常に市民が混乱しているというところでありまして、そのお考えを我々も受け止めて、今回の補助金交付要綱に基づいたことをさせていただいたというところでもあります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今回、いわゆる出来高といたしますか単価契約に切り替わったことで、市は生活道路の除雪が加速されたというような受け止めはあるんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 いわゆる応援除雪という形で取り組んだというところからいきますと、応援が入らなければ、もう少し時間がかかっていたであろうということは想定されたものであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今回、不公平感があるというのは、それは気持ちとしてはよく分かる話なんです。

それで、県が途中でこういう形で補助金を入れた結果、市のルールと県のルールとが、言わば2つのルールができてしまったというのが混乱の1つの要因かというふうに思うので、かねてから言っているように、そもそも市で契約を見直しして、出来高を導入するんだったら市として出来高を導入して、例えば、そういう不可業者などにペナルティーを科せるとか——もちろんそれは客観的な事象を基にしてですけれども、そういった仕組みを導入してこそ、この不公平感とは拭えるというように思うのは主張しておきたいと思います。

それからもう1つ、指令後に11日間から14日間入らなかったケース——多分、大体場所は分かると思うんですけれども——あったと思うんです。それで、言いたいのは、この応援体制がどうなっていたのかということなんです。はっきり言って、応援をいつ入れるのかという基準は、あってないようなものだというのが、この間

の全員協議会であったと思うんですけども、私はこの応援体制は、やっぱり市も、ここまで遅れているんだったら、ある程度入れるべきだというような基準をつくるべきだと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪を各工区において契約するに当たりまして、作業計画書というものを提出していただいております。いわゆる通常の——平年並みであれば何日間で作業を終えることが可能というような内容のものを頂いているんですけども、それを踏まえて今シーズンにおきましても——昨シーズンにおきましても、応援除雪というのを導入する判断の1つにはしておりますけれども、おしなべて市のルールとして、どのように考えるべきかという部分につきましては、まだ、これまで具体的にシステムティックな構築というものはありませんので、それは当然必要なものであると考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 例の頂いた表を見ると、こういう言い方が適切かどうかあれですけども、いわば14日間ずっと放置されているふうに捉えられるんです。

例えば、そこで追加の指令などが出されていたのかどうかは、実態はもちろん出されていたということもあると思うんですけども、そういうのも反映する——例えば公表の仕方だとか、そういうのがないと、もうずっと2週間も市は何もやってこなかったのかというようになってしまうと思うんです。やっぱり、そういうやり方も考える必要があると思います。

あと、最後に1点。これは、後で資料を頂ければと思うんですけども、先ほど県道の話があって、県道の除排雪業者と市の幹線を持っている除排雪業者のダブリとかがあると思うんですけども、そのこの部分の資料は頂けるものでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 こちらではそういう業者が——契約業者が、ほかにどういう作業をしているかという部分はあります。資料がどのような記載になっているかという——開示請求に対応すべきものなのかどうかという部分はありますけれども、そういう資料はあります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もし出せるのであれば、それをぜひ出していただきたいと思えます。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 青森駅東口広場のタクシー乗降場のシェルター屋根

からの落雪に起因して発生した事故について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月14日、午前10時30分頃に、青森駅東口広場のタクシー乗降場に停車中、シェルター屋根からの落雪により車両のボンネットを損傷したものです。

事故発生場所については、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、安全確認等を行いました。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、補償については、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

施設の堆雪状況の確認につきましては、これまで道路維持課職員の巡回パトロールの際に大量の堆雪や雪塊を確認した際は、雪下ろし作業などを行っておりましたが、今回の事故の発生を受けまして、青森駅のほか新青森駅の各シェルターなども改めて点検したところであります。今後におきましても事故の未然防止に努めてまいります。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は関連する3件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損に起因して発生した事故3件について、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和8年3月25日、午後1時15分頃に、問屋町一丁目の市道大星神社通り線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年3月30日、午前7時頃に、卸町の市道中央卸売市場1号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前バンパーを損傷したものであります。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和8年4月6日、午後4時頃に、浜館字間瀬の市道浪打戸山線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、補償については、市が加

入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところですが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の御報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「浪岡緑道トイレの施設被害について」報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 浪岡緑道トイレの施設被害について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和8年3月31日、午前9時頃で、被害場所につきましては、浪岡緑道の赤色の丸で囲んでおりますトイレの物置扉であります。

被害状況といたしましては、赤色の四角で囲んでありますとおり、何者かによる物置扉の破損が確認されております。また、状況経過につきましては、令和7年11月17日、トイレの冬期閉鎖のため、都市整備課職員が施錠した際には異常が見られませんでした。令和8年3月31日、雪囲いの撤去を行っていた作業員がトイレの物置扉の破損を発見し、都市整備課職員へ報告があったことから、同日、市と警察で現地立会いを行ったところ、意図的な行為であると判断したため、市は青森南警察署に被害届を提出し、受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の事案が発生しないよう、市職員により定期的に巡回パトロールをするなど、適切な施設管理に努めてまいります。

報告は以上となります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和8年度水道事業等の主な取組について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和8年度の水道事業等の主な取組について御説明いたします。

まずは、水道事業からになります。資料1を御覧ください。

令和8年度は資料上段にありますとおり、重点事業として5項目に取組むこととしています。

まず、(1)の「衛星画像を使用した漏水リスク管理」につきましては、令和5年

度に人工衛星の衛星画像データ等を利用したAIによる漏水リスク解析を行った結果、令和6年度から令和7年度の漏水発見率が向上したことから、同様の調査・解析を行い、さらなる漏水発見率の向上を図ります。

(2)の「緊急漏水対策事業」につきましては、昨年11月10日に油川岡田地区の国道280号において大規模漏水が発生したことを踏まえ、緊急輸送道路下に布設された老朽配水管で、大規模な漏水事故の可能性が高い管路を更新するもので、漏水事故による市民生活への影響を最小限に抑えるため、令和8年度は油川地区の管路400メートルを耐震管に更新します。

(3)の「基幹配水管耐震化事業」につきましては、大規模地震時において、おおむね口径300ミリメートル以上の基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活への影響を抑えるため、令和8年度は管路895メートルを耐震管に更新します。

(4)の「経営戦略の見直し」につきましては、水道経営プランと下水道事業経営戦略の統合と、持続的運営に向けた経営改善、インフラの強靱化等の検討を進めます。

(5)の「未利用財産の処分」につきましては、旧油川配水所の解体と関連施設である取水井の埋め戻しを行います。

次に、下水道事業、農業集落排水事業についてです。資料2を御覧ください。

令和8年度は資料上段にありますとおり、重点事業として下水道3項目、農業集落排水2項目に取り組むこととしています。

まず、下水(1)の「全国特別重点調査結果への対応」につきましては、令和7度実施した下水道管の調査結果に基づき、緊急的な対応が必要な箇所は管更生または断面修復を行うものであります。本日、国からこの公表がされる予定となっておりますので、その公表を確認の上、本日中――後ほど資料を配付させていただきたいと考えております。また、次回の当協議会におきまして、改めて詳細を御説明させていただきたいと考えております。

次に、下水(2)の「ウォーターPPPレベル3.5の導入」につきましては、新田浄化センターにおいて、ウォーターPPPの要件を含む3期目の包括的運転管理業務を令和9年4月から開始するため、今年度はプロポーザル方式により委託先の候補者選定を行います。

次に、下水(3)の「内水ハザードマップの作成及び配布」につきましては、次の報告案件で御説明いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、農集(1)の「処理場設備の緊急修繕」につきましては、浪岡野沢処理場の設備の交換工事等を実施いたします。

次に、農集(2)の「マンホールポンプの改築」につきましては、諏訪沢地区における老朽化したマンホールポンプの改築更新工事を実施いたします。

以上が重点事業の主な内容になりますが、上下水道事業及び農業集落排水事業は、

公営企業として自立性の高い経営が求められる中、厳しい財政状況ではありますが、水道水の安定供給をはじめ、適正な汚水排除・処理機能を確保していくため、各種事業について計画的かつ効率的に進めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 簡単な質疑を2つさせてください。

令和7年度の水道事業会計決算見込みでは3月補正でしたっけ、令和7年度は純損失計上の見込みだったと思うんですけども、間違いなかったでしょうか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○館山公水道部長 令和7年度から——1月から隔月検針に変えたことによりまして、請求が1か月ずれることとなります。その結果、1か月分の収入が翌年度にずれるということになりますので、その分が減額になります。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

次に、現在の水道事業の経営プランは、そろそろ料金改定の検討が必要になってくると思うんですね。どんなに努力しても、いつかは料金改定は避けられないと思うんですよ。ただ、市民はいきなり改定って言われても、やっぱり心の準備とか——市としては発信してるつもりなんですけれども、なかなか市民に伝わっていないときがあると思うので、そういった改定案が出される前に、いろんな告知をしていただいて——改定は、僕は必須だと思うんですよ。それをしっかりとやっていただきたいという要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市雨水出水浸水想定区域の指定について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 青森市雨水出水浸水想定区域の指定について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

近年の気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることから、水防法の改正により、下水道等による浸水対策を実施している全ての地方公共団体が雨水出水浸水想定区域、いわゆる内水氾濫区域を指定することとされたもので、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること等を目的としています。

本市では、浸水想定的前提となる降雨条件を、国が示した想定最大規模降雨である1時間当たり150ミリメートルとしています。

また、浸水想定の対象範囲を青森市公共下水道基本計画の雨水計画区域としまし

て、この範囲でシミュレーションをした結果を基に、浸水深 10 センチメートル以上の区域と浸水深を指定し、告示したところであります。

資料右の図は、降雨があった際に下水道等から雨水が排除できなくなり、溢水による浸水が想定される、いわゆる内水氾濫の範囲、浸水深を表しております。

下段の表にありますとおり、浸水深を 10 センチメートルから 30 センチメートル、30 センチメートルから 50 センチメートルなど 5 段階で区分し、区域図のように色分けして表示しております。

資料 2、資料 3 が国の水害ハザードマップ作成の手引きに基づく浸水深のランク区分と表示色で作成した雨水出水浸水想定区域図となります。

今後、この区域図に地下道や地下駐車場などの浸水のおそれがある箇所や、緊急避難場所等の情報を加え、洪水ハザードマップと一体となった浸水ハザードマップを都市整備部と共同で作成・配布することとしており、市民や事業者の方々へ広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 ハザードマップの配布規模はどれぐらいなのか教えてください。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○館山公水道部長 今、作成部数で 14 万部を想定しておりまして、全世帯と事業者等へ周知したいと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 時期は分かりますか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○館山公水道部長 年度内ということで、すみません、今、作業中であります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和 8 年度企業局交通部事業概要について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 令和 8 年度の企業局交通部の事業概要につきまして、御説明いたします。

資料を御覧ください。

「青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）」に掲げる 4 つの経営方針における各取組に沿って、今年度の主な事業内容を御説明いたします。

まず、1 の「安全で信頼のあるサービスの提供」につきましては、「(1) 安全運行の推進」、「(2) バリアフリー化の推進」、「(3) 危機管理対応の強化」、「(4) 定時性の確保」、「(5) バス待ち・乗車環境の向上」に、昨年度に引き続き取り組むこととしております。

次に、2の「ニーズに対応したサービスの提供」につきましては、「(1) 利用状況に応じたダイヤ編成」、「(2) ICT・DXを活用したサービス向上」、「(3) 料金のあり方の検討」に取り組むこととしており、「(1) 利用状況に応じたダイヤ編成」において、今年度の新たな取組として、モビリティデータ等を活用したバスダイヤの最適化を進めることとしており、デジタル技術を活用し、より効率的で利便性の高い持続可能なバスダイヤの構築に取り組んでまいります。また、「(2) ICT・DXを活用したサービス向上」において、新たな取組として、自動点呼システムを活用することとしており、運行管理業務のDXを推進することで、乗務員の健康状態の可視化や運行管理者の業務の効率化と労務負担軽減に取り組むこととしております。

次に、3の「効率的で持続性のある経営基盤の構築」につきましては、「(1) 経費の抑制」、「(2) 広告事業等の強化」、「(3) 民間活力の活用推進」、「(4) 人材確保策の強化」に取り組むこととしており、「(1) 経費の抑制」においては、新たに、先ほど御説明いたしました自動点呼システムの活用を進めることで、人材不足が課題となっている運行管理者の必要人数の縮減につなげてまいります。また、「(4) 人材確保策の強化」においては、安定した運行体制を維持していくため、職員募集の在り方や有資格者の養成に関する取組の検討を行ってまいります。

最後に、4の「市民に支えられる社会性の向上」につきましては、「(1) まちづくり施策との連動」、「(2) 利用者ニーズの把握・喚起」、「(3) モビリティマネジメントの推進」に引き続き取り組むこととしております。

また、市営バスが令和8年3月6日で100周年を迎え、今後も身近で親しみのある公共交通機関としての役割を果たし、より多くの皆様に利用していただけるよう市営バスの魅力を発信し、利用促進を図るため、100周年記念事業を実施することとしております。

今年度の取組といたしましては、今月から青森市子ども会議委員による「こども車内アナウンス」、令和8年3月31日をもって使用が中止となったバスカードからAOPASSへの交通ポイント交換キャンペーン、公式マスコット「はまるん」のグッズ販売、これらを実施しているほか、9月の全日曜日には市営バスが1日無料となるバス無料乗車デーを実施することとしております。

そのほか、市内で開催される各種イベントへの参加や、バス乗り方教室等をはじめ、市営バス100周年を周知することとしており、今後もより一層市民の皆様に親しまれる市営バスを目指し、取組を進めてまいります。

バス事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況下にはありますが、交通部では100周年記念事業も効果的に活用しながら、広く市民に情報発信を行い、普及促進及びバス利用者の利便性向上に注力し、市民の足としての役割を果たすため、持続可能な経営基盤の構築に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** そのほか、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)